

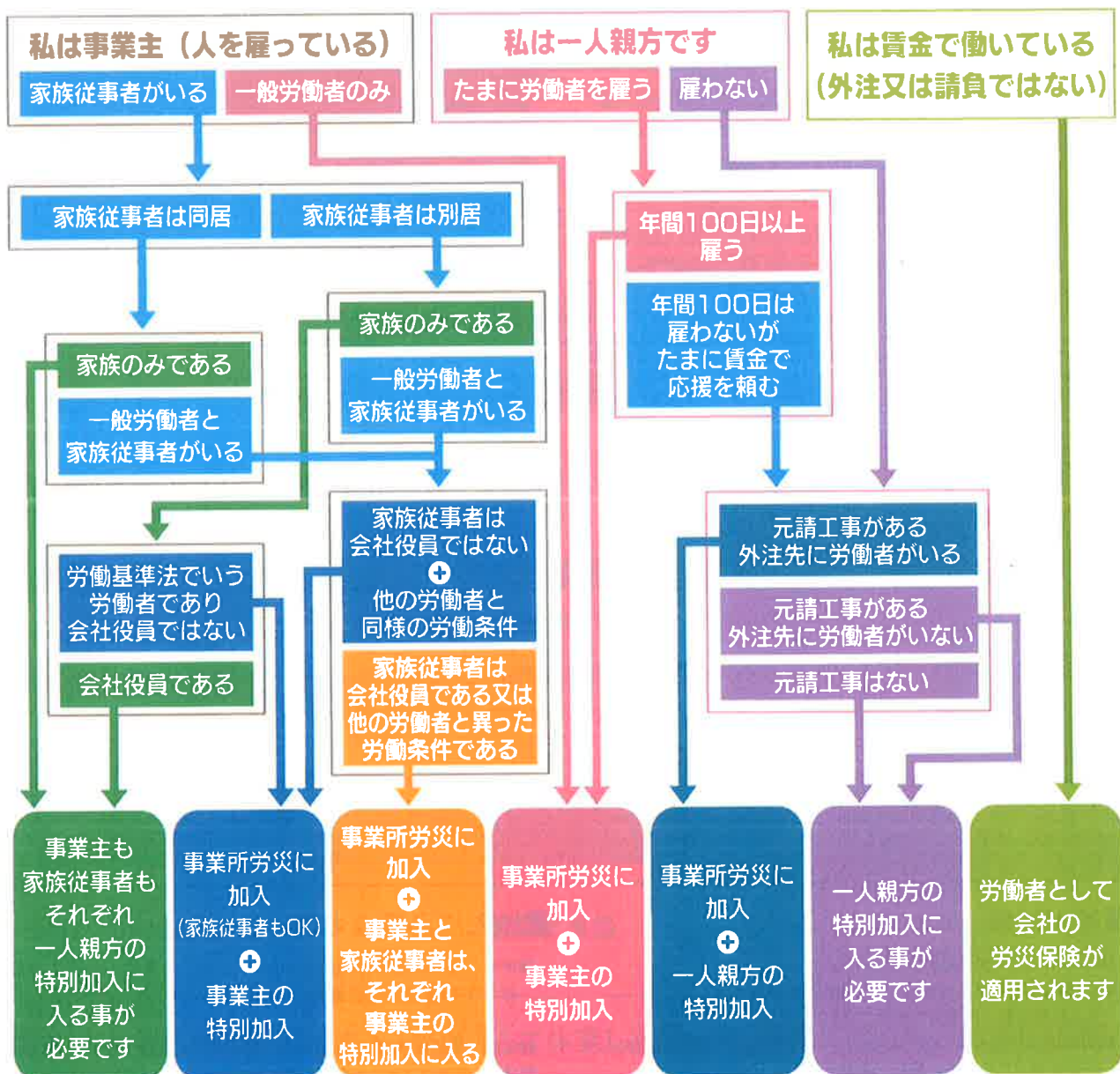
政府が行う労働保険！

【労災保険】…現場のケガにも安心補償！

すべての事業所で、労働者を一人でも雇っている場合は労災保険の強制適用事業所となっています。そのため、事業主が、その事業所に労災保険をかけることが義務付けられています。

建設事業の場合、下請の職人(労働者)の災害補償も元請の責任と定められています。また、一人親方や事業主の方も特別加入に加入することで、その掛け金に応じて労働者と同様の補償を受けることができます。

■あなたはどの労災を掛ける必要があるか調べましょう



※「労働基準法でいう労働者」とは、賃金台帳・出勤簿等があり、一般的な労働者として雇う(雇われている)ことを指します。
 ※加入・給付に関しては最終的には、労働局が判断します。また、上図は一例ですので、詳しくは組合窓口にご相談ください。